

訪問介護サービス 重要事項説明書

訪問介護サービスの提供にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、特養鎌倉静養館が説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者概要

法 人 名	社会福祉法人 鎌倉静養館
代 表 者 名	理事長 西崎 猛之
事 業 所 名	特養鎌倉静養館
所 在 地	〒248-0014 鎌倉市由比ガ浜4-4-30
事業者指定番号	神奈川県第1472100252号
指 定 年 月 日	平成12年2月20日
管 理 者 名	眞田 圭
連 絡 先	電話番号 0467-22-8021 FAX番号 0467-22-8053
サービス提供区域	鎌倉市 および 逗子市

2. サービス提供部署 (R8年6月現在)

サービス提供部署	特養鎌倉静養館 訪問介護	
サービス提供責任者	1名	眞田 圭
		サービスについてご相談などがある場合には どんなことでもお寄せ下さい。
訪問介護員 (ヘルパー)	10名	資 格
		介護福祉士(5名)
		訪問介護員養成研修2級修了者(5名)
事務職員	1名 (兼務)	
連 絡 先	電話番号 0467-23-9120 0467-22-8021 緊急連絡先 FAX番号 0467-22-8053	

3. 事業所の営業日及び営業時間

曜 日 及 び 時 間		備 考
月～土	8:30～17:30	12月29日から1月3日を除く

4. サービス内容

- (1) 「訪問介護」は、ご利用者の居宅（自宅）において介護福祉士その他法令で定める訪問介護員（ホームヘルパー）を派遣して、入浴、排泄、食事等の介護及びその他日常生活を支援するサービスです。
- (2) サービス提供にあたっては、ご利用者の必要とされるサービスの種類ごとに「個別訪問介護計画書」を作成し、ご同意いただいた上でこの計画書に沿って行います。
- (3) サービス内容区分
 - 1) 身体介護 ① 排泄介護 ② 食事介助 ③ 清拭 ④ 部分浴 ⑤ 全身浴
⑥ 洗面介助 ⑦ 身体整容 ⑧ 更衣介助 ⑨ 体位交換
⑩ 通院・外出介助 ⑪ 起床・就寝介助 ⑫ 服薬介助
⑬ 自立支援のための見守り ⑭ その他
 - 2) 生活援助 ① 掃除・整理整頓 ② 洗濯 ③ ベッドメイク ④ 衣類の整理・補修
⑤ 調理、配下膳 ⑥ 買い物 ⑦ 薬の受け取り ⑧ その他
 - 3) 通院等乗降介助

5. サービス提供日及び時間

曜 日 及 び 時 間		備 考
月～日	7：00～21：00	12月29日から1月3日を除く

※ ただし、ご利用者から希望があり、対応可能な場合はこの限りではありません。

6. 利用者負担金

- (1) ご利用者からいただく利用者負担金は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。料金の詳細については、別紙「訪問介護サービスご利用者負担金」をごらんください。
- (2) 介護保険外のサービスとなる場合は、全額自己負担となります。その際、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から具体的な説明のうえ、ご利用者の同意を得て行います。
- (3) 料金支払方法
 - ① 支払日 毎月27日とします。
 - ② 支払い方法 ご指定の金融機関の口座からお引き落としいたします。
- (4) キャンセル料
 - ① 前日又は当日のキャンセルは、右頁上記の料金を申し受けることとなりますので、ご了承下さい。ご利用者の都合でサービスを中止する場合は、至急次の連絡先までご連絡下さい。
連絡先 ☎ 0467-23-9120 0467-22-8021
 - ② キャンセル料は、利用者負担金の支払いに合わせてお支払いいただきます。ただし、ご利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

時 期	キャンセル料	備 考
サービス利用日の前々日まで	無 料	
サービス利用日の前日	基本利用料の 50%	
サービス利用日の当日	基本利用料の100%	

7. 苦情・相談などの窓口

サービスに関する苦情やご相談については、次の窓口で対応いたします。

苦 情 承 り 係	特養鎌倉静養館訪問介護 管理者 眞田 圭 勤務時間 : 月曜日～金曜日 8:30～17:30 電話 0467-23-9120 FAX 0467-22-8053 勤務時間外: 緊急の場合はこちらにご連絡ください → 電話0467-22-8021
-----------------------	---

8. 公的機関苦情窓口

次のところにも、苦情申し出ができます。

保 険 者 (鎌 倉 市)	鎌倉市 保健福祉部高齢者いきいき課介護保険担当 電話番号 0467-61-3947 FAX 0467-23-7505 利用時間 9:00～17:00 (土・日・祝祭日を除く)
保 険 者 (逗 子 市)	逗子市 福祉部高齢介護課介護保険係 電話番号 046-873-1111 (代表) FAX 046-873-4520 (代表) 利用時間 9:00～17:00 (土・日・祝祭日を除く)
神奈川県国民健康保 険団体連合会 (国保連)	国保連 介護保険課介護苦情相談係 電話番号 045-329-3447 利用時間 8:30～17:00 (土・日・祝祭日を除く)

9. 事故発生時の対応

ご利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、市、居宅介護支援事業者、およびご家族等に連絡を行うとともに、再発防止に努めその対応について協議します。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10. 個人情報の使用

ご利用者およびご家族に関する個人情報を、サービス担当者会議、介護支援専門員との情報

交換あるいは他の介護事業者、医療機関等との連携などのために使用させていただく場合があります。別紙「ご利用者およびご家族の個人情報の利用目的の通知および第三者への提供に関する同意書」をお読みいただいたうえ、ご署名・ご捺印によってご同意を得たことを確認させていただきます。

11. 緊急時の対処方法

サービス提供中にご利用者の容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

	氏 名	連 絡 先	備 考
主治医			病院名：
※主治医への連絡基準			
ご家族など			

12. 虐待防止および身体拘束について

虐待防止に関して指針を整備し、相談窓口の設置、検討委員会の定期的開催など事業所における必要な体制の整備、発見時の通報義務を励行します。虐待の防止、身体拘束の適正化等を推進するための職員に対する研修を定期的実施します。

13. 業務継続計画の策定

感染症や非常災害に係る業務継続計画を策定し従業者に周知するとともに、発動時に向けた必要な研修および訓練の機会を定期的に設けます。また業務継続計画の見直しを定期的に行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14. 衛生管理等

感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備し、検討委員会をおおむね6月に一回開催してその結果を従業者に周知徹底します。また、感染症の予防およびまん延防止のための研修および訓練を定期的実施します。

15. 利用の中止、変更、追加

気象庁による警報発令時や大雨、強風、積雪等の悪天候、地震等の自然災害などの場合には事業所の判断により、訪問日時の変更または中止をお願いする場合があります。

16. その他

(1) ご利用者のお住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話等

の費用はご利用者のご負担になります。

- (2) 通常の事業実施地域を越えた地点からサービス提供に要した交通費や、通院等の外出介助などで交通機関を利用した際のヘルパーの交通費はご利用者のご負担になります。
- (3) まれに交通事情等によりサービス時間が多少前後することがありますがご了承下さい。
- (4) やむを得ず担当ヘルパーが変更となる場合がありますが、ご了承下さい。なお、ご利用者が担当ヘルパーの交代を希望される場合には、きる限り対応いたしますので前記のサービス提供責任者までご相談下さい。
- (5) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意下さい。
 - ① ヘルパーは、医療行為や年金等の金銭の取扱いはできません。家事援助として行う買い物代行サービスに伴う少額の金銭の取扱いは可能です。その際は代金をお預かりしてからのサービス提供となります。
 - ② ヘルパーは介護保険制度上、ご利用者の日常生活の範囲を超えたサービスや同居ご家族に対するサービス提供はできません。介護保険外のサービスについてはご相談下さい。
 - ③ ヘルパーへのハラスメントに該当する行為には必要な措置を講じます。
 - ④ ヘルパーに対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

令和 年 月 日

重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明いたしました。

特養鎌倉静養館 訪問介護課 鎌倉市由比ガ浜4-4-30

説明者 特養鎌倉静養館

私は、重要事項説明書に基づいて、特養鎌倉静養館からサービス内容及び重要事項の説明を受け、同意し、交付を受けました。

利用者 住所

氏名

利用者の家族 住所

氏名

〈別紙〉

訪問介護サービスご利用者負担金

令和8年6月1日現在(令和6年4月施行の介護給付費単位数等サービスコード表に基づいて作成)

1. 基本料金

単位:円

		自己負担 [1割]	自己負担 [2割]	自己負担 [3割]
身体介護	20分未満	181	361	541
	20分以上30分未満	270	540	809
	30分以上60分未満	428	856	1283
	60分以上90分未満	627	1253	1880
生活援助	20分以上45分未満	198	396	594
	45分以上60分未満	244	487	730
身体介護に引き続き生活援助を行う場合 (25分毎に右記の料金が身体介護に加算)		72	144	216

※ 上記の基本料金は、介護給付費単位数にサービス単価(3級地加算含む)11.05を掛けて少数点以下を切り捨てた値から、その9割を引いた金額がご利用者(一割)負担分となります。

(二割(三割)負担の場合は8割(7割)を引いた金額となります)

※ 介護保険給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

2. 加算料金等

加算項目	自己負担 [1割]	自己負担 [2割]	自己負担 [3割]
初回加算 (200単位/月)	221	442	663
緊急時加算 (100単位/回)	111	221	332

※ 初回加算：初回に実施した訪問介護と同月にサービス提供責任者が同行訪問した場合

※ 緊急時加算：利用者、家族から要請を受け、サービス提供責任者がケアマネージャーが必要と認めた上でサービスを実施した場合(身体介護に限る)

早朝加算 (午前7時から午前8時まで)	一回当たりの所定単位数の25%が加算されます
夜間加算 (午後6時から午後9時まで)	一回当たりの所定単位数の25%が加算されます

3. 介護職員処遇改善加算

介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口	介護保険利用実績単位数に対して26.6%加算されます
-----------------	----------------------------